

改正案	現行
<p>第一条及び第二条（現行のとおり） （開発許可申請書）</p> <p>第三条（現行のとおり）</p> <p>2 施行規則第四条第三号に規定する書類は、同号の権利を有する者の記名押印のあるものとしなければならない。</p> <p>第四条及び第五条（現行のとおり） （開発行為の計画変更）</p> <p>第六条（現行のとおり）</p> <p>2 前項の林地開発許可変更申請書を提出する場合において、施行規則第四条第三号に規定する書類を添付するときは、当該書類は、同号の権利を有する者の記名押印のあるものとしなければならない。</p> <p>3（現行のとおり） 第七条から第十二条まで（現行のとおり） （添付書類）</p> <p>第十三条 次に掲げる書面には、当該書面の提出者（第二号及び第七号）にあつては開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者、第七号にあつては被承継者又は開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者とする。以下この条において同じ。）の印鑑証明書又はこれに準ずるものを添付しなければならない。ただし、書面の提出者が国若しくは地方公共団体である場合又は第三号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる書面について既に提出されてい</p>	<p>第一条及び第二条（略） （開発許可申請書）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 施行規則第四条第二号に規定する書類は、同号の権利を有する者の記名押印のあるものとしなければならない。</p> <p>第四条及び第五条（略） （開発行為の計画変更）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項の林地開発許可変更申請書を提出する場合において、施行規則第四条第二号に規定する書類を添付するときは、当該書類は、同号の権利を有する者の記名押印のあるものとしなければならない。</p> <p>3（略） 第七条から第十二条まで（略） （添付書類）</p> <p>第十三条 次に掲げる書面には、当該書面の提出者（第二号及び第七号）にあつては開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者、第七号にあつては被承継者又は開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者とする。以下この条において同じ。）の印鑑証明書又はこれに準ずるものを添付しなければならない。ただし、書面の提出者が国若しくは地方公共団体である場合又は第三号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる書面について既に提出されてい</p>

る印鑑証明書若しくはこれに準ずるもの内容に変更がない場合を除く。

一から三まで (現行のとおり)

四 第六条第二項の書類

五 第六条第三項の林地開発許可変更届(別記第六号様式)

六から八まで (現行のとおり)

第十四条 (現行のとおり)

別記第一号様式 (別紙のとおり)

別記第二号様式から第十四号様式まで (現行のとおり)

る印鑑証明書若しくはこれに準ずるもの内容に変更がない場合を除く。

一から三まで (略)

四 第六条第二項の林地開発許可変更届(別記第六号様式)

五 第六条第三項の書類

六から八まで (略)

第十四条 (略)

別記第一号様式 (別紙のとおり)

別記第二号様式から第十四号様式まで (略)

別記
第1号様式(第3条関係)

林地開発許可申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 (印)
(法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり林地の開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番 郡 村
開発行為に係る森林 の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
備 考	

注意事項

- 1 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数点以下第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合は、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 3 この様式(添付する関係書類等を含む。)の写し1通を添えて提出すること。

別記
第1号様式(第3条関係)

林地開発許可申請書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 (印)
(法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

次のとおり林地の開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番 郡 村
開発行為に係る森林 の土地の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
開発行為の施行体制	
備 考	

注意事項

- 面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数点以下第4位まで記載すること。
- 開発行為を行うことについて環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。
なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。
- 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合は、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- この様式(添付する関係書類等を含む。)の写し1通を添えて提出すること。